

社会福祉法人八千把福社会  
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八千把福社会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事の報酬等)

第3条 理事長及び理事は無報酬とする。ただし、費用弁償分は報酬に含めない。

(理事の勤務報酬等)

第4条 理事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合の勤務報酬は無報酬とする。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合に要した交通費等は、その実費を支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事は無報酬とする。ただし、費用弁償分は報酬に含めない。

(評議員の報酬等)

第6条 評議員は無報酬とする。ただし、費用弁償分は報酬に含めない。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

付 則

この規定は、平成30年6月15日より適用する